

## 会 議 の 概 要

1 会 議 名	令和元年度第1回文化財審議会
2 開 催 日 時	令和元年10月30日(水) 10時00分～12時00分
3 開 催 場 所	市役所3階 特別会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■橋本委員    ■服部委員    ■足立委員    ■永田委員 ■喜多委員    ■森委員       ■菊地委員
5 傍 聴 者 数	0 人
6 公 開 の 可 否	■ 可    □ 不可    □一部不可
7 議 題 及 び 結 果 の 概 要	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 西谷ちまきに関わる食文化の市文化財指定に向けての協議</p> <p>(2) 「ケトロン」の名称変更について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 中筋山手東古墳(1号墳・3号墳)の寄贈について</p> <p>(2) 雲雀丘地区の文化財登録原簿への登録状況について</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧安田邸について</li> <li>・雲雀丘地域住民の法人格取得について</li> <li>・旧山田家住宅について</li> </ul>

## 令和元年度 第1回文化財審議会 議事要旨

### 1 議題

#### (1) 西谷ちまきに関わる食文化の市文化財指定に向けての協議

(事務局より説明) 6月8日に大原野東部公民館で行った現地視察(東部地区住民15名)結果、西谷ちまき保存会規約及び地域伝統芸能等保存事業(映像記録保存事業)の活用について、概要を報告。

(委員) 無形民俗文化財ということになるため、「習俗」と「ちまきをつくる」という民俗技術の両方の視点にたつ必要がある。その条件の中でちまきの価値を考えていけばよい。主に指摘したい点は3つある。

1点目は、以前に指摘もあった、ナラガシワとヨシの2種類の植物を使ったちまきということである。これは非常に珍しい作り方で、植生の保存にもかかわる非常に大切なことである。

2点目は、端午の節供につくるということ。それは神仏へのお供えとしての意味に加え、田植えが終わった後に食していたことから農耕行事との関連もあると思う。それから、嫁が里帰りをするとき土産として持たせるという「贈答」という点でも意味がある。単に食文化というだけではなく、民俗事象のいろいろな項目に関わりながら残されてきたという点を強調しておく必要がある。食文化として単にとどまっていないという点がここにおいては重要になる。

3点目は、ちまきと柏餅を両方作っていたという点である。1軒の家でのみ行われていたことなので答申書には書けないが、ちまきを男根(男性の性器)、柏餅を女性の性器という男女両性の象徴として伝承しているという家がある。これは、農耕社会の古い習俗の有り様である。たとえば、狩猟民や山地民では、男性もしくは女性という単一の性に基づいた信仰がベースとなっているが、農耕民は男女両性が合体して豊作になるという、両性一体となった信仰がベースとなっている。その意味では、ちまきと柏餅をそれぞれ男性女性と規定しているところに面白みを感じる。併せて、ちまきと柏餅を両方作るということは、関西の古いかたちではなかったかと思う。そのような意味からも西谷地区のちまきは非常に面白いといえる。ファーストフードのような画一化された食文化の中で、改めてスローフードを含めた、地域に根ざした伝統的な食文化が関心を持たれている。その中でちまきを文化財指定にする意味があるのではないか。

(委員) ちまきとは、中国の楚の屈原から始まるといわれている。それが日本に伝来し、茅の葉で最初に巻いたため、ちまきという名前がついたといわれている。名前がついたのは平安時代。それぞれの地域に広がっていった際に、それぞれの地域の植物の葉で巻くように分化していった。一番多いのは笹。笹は日本海側には広い葉の笹が多いが、表

日本側はそのような葉がない。そのため、ススキやヨシ、南に下って、バショウだとかアオノクマタケランだとかゲットウなど、いろいろなものに包むようになった。ヨシの葉で包むというのは、九州から秋田県まで点々とあるが、この地域の粽だけはヨシとナラガシワで包んだということが特異的である。

ナラガシワで包んだ理由は現在よく分かっていないが、住吉大社神代記には8世紀～10世紀に書かれたものであるといわれているが、そこには川西の畦野にナラガシワの葉を取りに来たという表記がある。延喜式には摂津や丹波などの大和の国が毎年何百万枚もの柏（ナラガシワ）の葉を送ったという表記もある。カシワの葉というのは、特別な儀式の時に使われたということがある。宝塚からもたくさんのナラガシワの葉が贈られたということになる。神聖な儀式の時に使う葉ということでこちらで使われていたヨシと一体化して、ヨシとナラガシワで包もうという形に発展したのではないかと推測できる。

2種類の葉で包む地域は、猪名川上流域の川西市・猪名川町・豊能町・能勢町と西谷だけにしかないため、非常に貴重なものである。

(委員) この地域独特のものであるということもあるため、評価していきたい。

(委員) 民俗文化財の場合は、習俗が伝承されていくことが条件である。今回、保存会をつくって地元の方がいい動きをしていることもあるので、指定の方向で進めていきたい。

(事務局) ご指摘いただいた点を踏まえ、事務局も諮問・答申という形で手続きを進めていきたいと考えている。

その中で、指定の対象は食文化という位置づけの方向性でいいのか。今まで西谷ちまきの指定がクローズアップされてきたが、そこに関わる食文化の指定ということで、ちまきだけでなく、それに関わる場所も含めての方向性になるのか。

(委員) いろいろな関わりを持っている点を大事にしたいため、その方向性で良い。

(事務局) 指定の名称としては、「西谷ちまきの食文化」になるのか「西谷ちまき」になるのか。

(委員) 「西谷ちまきの食文化」で良い。それに関わり、地区と地域の混在は避けるべきである。西谷では、地域と地区のどちらが使われているのか。

(事務局) 西谷では地区という呼び方が多い。

(事務局)「西谷のちまき」と「西谷ちまき」の名称の選定については、事務局も悩んでいる。地元の方は「西谷ちまき」という表現でこだわるところがある。西谷地区に伝承される位置づけにするのか悩ましい。

(委員) 地元の方の意向を踏まえての判断で良い。

(事務局) その方向でいくが、西谷地域の食文化というところは踏まえていきたい。

(委員) 節供の漢字表記について、民俗学の分野では供え物という意味が根本にあるため、節句ではなく節供の表記にしてほしい。

(事務局) 2月ごろに第2回の審議会の予定をしているが、その際に教育委員会から諮問という形で審議会に向けて出ささせていただく。

(2) 市指定文化財「ケトロン」の名称変更について

(事務局より説明) 経緯と経過を資料に基づき説明。

(委員) 地元保存会の原案をいれるということなのか。

(事務局) 現在は、台帳にも「ケトロン」という名称のみである。市のホームページの中でも、わかりやすいように「ケトロン祭り」と表記したりなど、表現が混在している状況である。

(委員)「ケトロン」は、民俗事象の呼称であるため構わない。しかし、お寺側が祭りという表記を仏教儀礼としておかしいという判断はおかしい。元々、神仏習合の時代では当たり前であり、仏教儀礼であるため名称を変更したい理由であることはおかしい。市が説明するときは、民俗事象の呼称としての「ケトロン」であると通さないといけない。

(委員)「宝山寺のケトロン」と「宝山寺ケトロン」ではニュアンスが少し違うのではないか。先ほどの「西谷ちまき」の件もそうだが、西谷地区のちまきであれば分かるが、西谷ちまきは日本語としておかしい。以前文化財審議会で「市指定文化財 ケトロン」とし、かつこ付きで燈籠祭として行為をわかるように表現したため、それでいいと思われる。

地番などが変わるとややこしくなるため、台帳にはケトロンとしか書かれていない、ということで通すことで良いだろう。

建築もそうだが、仙台に重要文化財である「デフォレスト館」があり、地元ではその名前で通じている。ところが正式名称は「宣教師館」となっている。通称と正式名称の使い分けは、「もえぎの館」という一般名称で重要文化財に登録となった「異人館」や、「風見鶏の館」などの事例もあり、気にしていたらキリがない。台帳には「ケトロン」で、地元の人に説明するときは、俗称が良いと思われる。

(委員) 博物館でも正式名称と俗称を分けて管理している節もある。「ケトロン」だけでは分かりづらい。

(委員) 法会を指定しているのではなく、あくまでも指定しているのは行事であるから、祭というものをに入れていないということをお寺に説明すればいいのではないか。正式名称が一字空というのも指定文書ではあまり使われない様式なこともあり、余計におかしくなっている。

(事務局) 市としては正式名称は変えずに、地元の方で今回考えていただいた名称を使っていたくようにしていく。

(委員) 市指定文化財というものをつけてカッコ書きだとおかしなことになることを伝えればよい。俗称として使ってもらおう。

(委員) 呼名と俗称、正式名称を文化財や美術は使い分けなければならない。その管理をしっかりとらよいいのではないか。

(委員) 呼称や一般名というのは文化財に必ずついてくるもの。一般名が足を引っ張ることもあるくらいのことなので、一番シンプルな指定のままでよい。

(事務局) 宝山寺にも審議会で議論した結果、通称で使われることは構わないが、正式名称は従前どおり「ケトロン」にするということで説明させていただく。

## 2 報告事項

### (1) 中筋山手東古墳（1号墳・3号墳）の寄贈について

(事務局より説明) 平成28年度から開発事業にあたり協議を重ねてきたが、確認調査と本調査を終え開発工事が進められていたが、今年9月に工事が終了した。3号墳は一般の方は上から見ていただく形になる。公園と隣接しているため、公園内に説明板の設置を来年度行う予定。現在は埋蔵文化財包蔵地として登録されているが、市指定遺跡の登録にあたって審議を来年度以降進めていく予定である。

(委員) 1号墳は見やすいが、3号墳は普段は上からしか見ることができないので、多少見にくい。3号墳に向かう階段を降りた先は2号墳の真横になり、入口を見ることができる。今までは後ろからしか見ることができず、入口を見るのは大変だった。住宅地の中で、このように古墳をまとまって見られるようになったのは意義がある。

現地を視察してみたが、風雨にさらされてからどうなるかは分からない。特に3号墳は大きな木の株が残っているが、抜根すると石室を壊してしまう恐れがあるためしばらく置いておかなければならない。根が腐ってから石室を壊さないように手当をする必要があるだろう。大変な状況の中で約束通り業者の方で保存していただいたのは、評価に値する。

(委員) 1号墳の石室を囲ってしまうと、水が大雨の時流れ込むことはないのか。側溝はあるのか。

(事務局) 側溝はある。元々、この辺りは造成もなく元の傾斜が残っており、今まで水が入ったことはなかった。

(委員) フェンスを設けると、水を遮断し、溜めてしまうのではないのか。

(事務局) 先日の台風の後に見に行った際も、浸水はなかったため、自然傾斜で排水口に水が流れていくため問題ないと思われる。

(委員) すぐ上が道路になっているため、上からの水は道路を伝って流れていくため、問題となるのは囲った範囲内の水の処理のみになる。それについては、石室がもともと高い位置にあるため、問題ないと思われる。

それよりも、下の3号墳の方が問題になると思われる。全体が傾斜面の上で、南側が低くなっているため、排水の不具合が懸念される。石室には直接影響がないと思われる。敷地内の水がここも問題となるだろう。オーバーフローでない限りは大丈夫であろうとみている。

(委員) お隣の家に水や土砂が流れ込む心配はないのか。

(委員) 家との間には溝は設置してある。

(委員) そこに土砂が溜まりこむ心配はないのか。

(事務局) 従来からあった構造物などの位置関係からも、今まで土砂が流入することはない。今回、境界は触っていないことや排水の面も考えているため、今後土砂が流入することはないと思われる。

(委員) これだけの傾斜でこれだけの加工をして、というのはあまり楽しいものではない。個々の敷地を比較的小さくコンクリートで区切っているので、それぞれの敷地内の水の処理ができていくかで変わってくる。大規模な斜面で崩れてくるような場所ではない。

(委員) 住宅街だが1号墳の石室は開けたままにしておくのか。

(委員) 柵を設置してあるし、入れないのではないのか。

(事務局) 注意喚起の看板設置はする。

(委員) 崩れたりすると困るのではないのか。

(事務局) 他の古墳で柵や扉を設置しているところもあるが、そのような対応はできないのか。

(委員) ここまで人工的になってしまった環境で、唯一残った遊び場みたいなところが子どもたちにとっては好奇心の対象になる。表土が流れて危険性があると困る。

(事務局) 安全面を考えると扉を設置した方がよいと思われるが、古墳の開口部を見ていただくという古墳の醍醐味としては、このままという選択肢もあるため、検討したい。

(委員) 将来的にもう一度整備をしないといけない。今は、現状からかろうじての保存という形だが、中山荘園などは芝生をはっているのでそのような形に整備工事をしていくのが良いだろう。現状では下手に手を加えないほうがよく、もう少し時間をみて芝生が安定してから、その際に問題を含めて解決を見通して行動しなければならない。

(事務局) 今回寄贈という形で市のものになるため、何かあったら市の責任になる。聞くところによると、子どもたちが自由に入って遊んでいたということもあるようなので、そのような危険性は十分ある。その辺りも踏まえてどのような形がいいのか考えていきたい。

(委員) 1号墳は狭いが、子どもであれば入れないこともないと思うので、次の段階では

考えないといけない。

(2) 雲雀丘地区の文化財登録原簿への登録手続き進捗状況について  
(事務局より説明) 旧高碕家住宅主屋(高碕記念館)が国の文化審議会の審議・議決を経て答申にかけられた。また、国文化審議会が登録文化財へ登録するように答申した石田家住宅(主屋・屋敷門)が登録有形文化財に選定された。

(委員) 雲雀丘地域の間に関わりができるものが登録になってきた。

高碕記念館については一度断られた経緯があるが、今回は議決まで進んでいるため、登録になったと考えていいと思われる。

石田家については所有者が非常に建物を大事にしている。建物の修理はお金がかかることだが、維持管理をよくされている。世代が変わるとどうなるのか、という懸念はある。栗原家・日下家・高添家・正司家は、後の方も建物を大事にされているからよいが、石田家は多少不安な印象がある。

### 3 その他

#### ・旧安田邸について

(事務局より説明) 前年度の第4回文化財審議会の際に、旧安田家住宅の保存に関する要望書を事務局として受けたが、以後の経過の報告をさせていただく。

平成31年3月28日に教育委員会の方で文化財審議会から要望書が提出されたことを報告した。その結果、担当部局へ要望書の写しを提出することによって文化財審議会の要望を伝えている。この時点で旧安田家住宅の利活用の事業者募集が始まっており、申し込みの締め切りは平成31年3月31日だったが、応募の事業者はいなかった。それ以降、令和元年7月19日に日本建築学会の近畿支部から宝塚市長あてに旧安田家住宅の保存・活用に関する要望書が提出されている。9月の市議会の中で、旧安田家住宅の早急な保全策としての、屋根にブルーシートをかけた保全策などの質問があり、担当部の方からは、保全・利活用の検討状況を踏まえながら検討していきたい、という趣旨の答弁があった。

旧安田家住宅に関して、新たな動きは聞いていない。今後また何かあった際には、報告させていただく。

宝塚市の公共施設に関する最適化の方針が示されている。この中で旧安田家住宅の位置づけは、「当該施設の活用については、民間事業者により建物を公共のための施設として整備。」として整理されている。

(委員) 公共施設の最適化については、建物の方は取り壊してもいいような形になっているという表現があると聞いたが、どうか。また、最適化の方針はいつ出されたものなのか。

(事務局) 今年度の7月。

(委員) ということは、文化財審議会の出した要望書があるということを念頭に置いて配慮された結果なのか。

最適化の委員会も目的をもって考えを出されていると思うが、この審議会も趣旨のもとに考えを出している。委員会同士判断が迷うときは、留保したような表現になったり、今後検討する必要があるというような但し書きがあったりするものだが、一括しているということは、やや心外である。

(事務局) おっしゃる点は十分に分かる。最適化方針は市議会で策定したものではなく、行政内で検討したうえでワーキンググループをつくり、最終的に市としての合意形成をしたものである。本来であれば、審議会の意見を斟酌してほしいということで出したが、結果としてこのようになってしまった。

(委員) この審議会の持っている意味は市にとってないのか、とあってしまい心外である。

また、グレーシートを旧安田邸にはかけないといけない。たとえば、この建物を壊すとしても、現在は維持する責任は市にある。漏水をとめるという最低限の処理ぐらいは速やかにする必要がある。壊すつもりだから予算をかけたくない、という論理を文化財としてはしてほしくない。今のままでは行政の中での見識を疑ってしまいかねない。

余談だが、宝塚のポスターは全部新しいものである。外国の人にも利用してもらいたい、というなら、宝塚には古い建物もあるということアピールした方が良い。県の文化財の民家もあるのだから、古いものと新しいものが混在しているPRを考えたほうが良い。偏った印象がしてしまう。

(事務局) 本日いただいたご意見は、担当部にもお伝えします。

・山田邸について

(委員) 山田邸はその後どうなっているのか。

(事務局) 今年度、建物診断の予算をとり、阪文建に事業をうけていただくことになった。先日、入札があり来月の頭から調査を開始することになっている。

(委員) 畳を変えるなどしないと、利活用はできない。宿泊施設に変えるなど、思い切ったことも可能である。それらも方針を立てたほうが良い。

(事務局) 住宅地域にあるため、建物用途の制限が厳しい。

(委員) 指定管理者に渡して、民泊事業に活用することも可能なのではないか。

(事務局) 民間さんからの意見をいただく機会を担当課の方から提案していただいております、そこへの登録も考えている。11月下旬に利活用できるような提案があれば、検討していきたい。

まずは、建物の診断、当面の修繕計画も含めて、安全に入れるように、建物の安全を確保していこう、という次第である。